

## 生徒心得

### 1. 服装について

- (1) 服装・頭髪は常に清潔に保ち端正であること。
- (2) 制服を着用すること。
- (3) 履物は運動靴または黒の皮靴を用いること。ただし雨天には雨靴でもよい。
- (4) 上履きは靴(ヒモなし)、またはサンダルとする。
- (5) 冬期、オーバーコート類を着用する場合は華美なもののはさけること。
- (6) 夏期略装について
  - (ア) 上着は着用しなくてもよい。
  - (イ) ワイシャツ類は白とし、シャツのすそはズボンの内側入れること。
  - (ウ) 女子は夏の制服とする。

### 2. 校内生活について

- (1) 登校後は外出しないこと。やむを得ず外出する必要がある場合はHR担任に届け出ること。
- (2) 昼食は教室または食堂でとり、後始末は各自責任をもって行うこと。
- (3) 廊下は静かに歩くこと。
- (4) 校内における掲示、印刷物の配布等はあらかじめ係に届け出て許可を得ること。
- (5) 自分の所属する部以外の部室には入らないこと。

- (6) 盗難予防に注意し、所持品には記名し特に貴重品の保管に気をつけること。盗難、紛失のあった場合は係に届け出ること。

### 3. 郊外生活について

- (1) 高校生としてふさわしくない場所に入りしないこと。
- (2) 登下校の際は身分証明書を所持すること。
- (3) 夜間外出の時間を守ること。(21時までには帰宅する)
- (4) 無断外泊をしないこと。
- (5) アルバイトは原則として認めない。ただし、事情によりアルバイトを行う場合は、保護者よりHR担任を通して係に届け出て、許可証の交付を受けること。
- (6) 道路交通法をよく守ること。事故または違反行為があった場合は直ちにHR担任に届け出ること。
- (7) 祭典参加について  
参加が認められている祭典には所定の手続きを経て参加すること。他は参加しないこと。
- (8) 旅行について
- (ア) 普通旅行の場合は、HR担任に届け出、所定の手続きをとること。
- (イ) 登山・キャンプ・スキー・スケート・海外旅行等特別旅行の場合は、HR担任を経て係に届け出、校長の許可を得ること。

(ウ) 学生割引証については不正使用のな  
ように注意すること。

#### 4. 自転車通学について

(1) 自転車通学は「自転車通学願」に記入  
し、届け出る。自転車保険に入らなければ  
ならない。

(2) 自転車通学者は、使用する自転車にス  
テッカーを車体の所定の位置にとりつけ  
ること。

(3) 自転車置場においては、自己の定めら  
れた置場に整頓して置き必ず施錠するこ  
と。

(4) 放課後、やむを得ず自転車を学校に保  
管する場合は、所定の場所に整頓してお  
くこと。

(5) 常にゆとりをもって登校し、自転車の  
二人乗り、無灯火乗車、ながら乗車等は絶  
対にしないこと。

(6) その他、係の指示に従うこと。

#### 5. その他

高校生として良識にもとづいて行動する  
こと。